森・濱田松本法律事務所
MORI HAMADA & MATSUMOTO

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

2015 年 7 月号 (Vol.3)

浜松市（西遠処理区）・下水道コンセッション 実施方針素案について

Ⅰ. はじめに
Ⅱ. 事業の概要
Ⅲ. リスク分担
Ⅳ. スケジュール
Ⅴ. 結び

森・濱田松本法律事務所
弁護士 岡谷 茂樹
TEL. 03 5220 1862
shigeki.okatani@mhmjapan.com
弁護士 末廣 裕亮
TEL. 03 6266 8570
yusuke.suehiro @mhmjapan.com

Ⅰ. はじめに

本年 6 月 1 日、浜松市は、PFI 法[1]に基づく公共施設等運営権制度（コンセッション方式）[2]を活用し、静岡県の流域下水道事業から平成 28 年 4 月 1 日に事業移管される浜松市公共下水道西遠処理区について、平成 30 年 4 月を目途に下水道事業を民営化する計画を公表した[3]。併せて明らかにされた「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業実施方針素案」（以下「実施方針素案」という。）において、市は、対象施設の資産を保有したまま、公募により選定された民間事業者が設立する特別目的会社（SPC）に運営権を設定し、これら施設の運営等（以下「本事業」という。）を運営権者に委託するとされている。

コンセッション方式を利用した下水道事業に関しては、国土交通省がガイドライン[4]を公表しているが、具体的な事業において実施方針の策定の見通し[5]が示されるのは初めてである。そこで、本稿では、これまでの議論をふまえつつ、実施方針素案の内容を中心に、ご紹介する。

1 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）。
2 コンセッション方式の概要とその運用・解釈を示した内閣府のガイドラインについては、当事務所の Structured Finance / Banking Bulletin 2013 年 7 月号参照。
3 浜松市のウェブサイト（http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/suidow-s/gesui/seien/pfi.html）参照。
4 国土交通省「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（案）」（2014 年 3 月）（以下「下水道コンセッションガイドライン」という。）。国土交通省のウェブサイト（http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000033.html）で公表されている。
5 PFI 法 15 条 1 項。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2015 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

Ⅱ. 事業の概要

1. 対象施設

実施方針素案では、本事業の対象となる施設として、以下のものを列挙している[6]。①及び②に示す三施設は現在静岡県の管理下にあり、具体的な名称は必要な手続きを経た後確定する予定とされている[7]。

〔対象施設〕

①	（仮称）西遠浄化センター（設備更新に関しては、要求水準に定めがない限り、土木・建築構造物の躯体を除く）
②	（仮称）浜名中継ポンプ場、（仮称）阿蔵中継ポンプ場（設備更新に関しては、要求水準に定めがない限り、土木・建築構造物の躯体を除く）
③	放流渠を含む上記各施設に附帯する施設（設備更新に関しては、要求水準に定めがない限り、土木・建築構造物の躯体を除く） ただし、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条に基づき定められた事業計画に示されたものに限る。
④	①から③まで以外に運営権者及びその子会社若しくは関連会社が所有する施設

本事業の対象である「終末処理施設」（いわゆる下水処理場）とは、管渠によって集められた「下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設」[8]である。

一般に、下水道施設は、(a)管路施設、(b)水処理施設及び汚泥処理施設からなる処理施設、並びに(c)管路施設や処理施設を補完するポンプ施設によって構成される。管路施設とは、管渠、マンホール、雨水吐室、ます、取付管等の総称であり、下水道の根幹をなすもので、下水（汚水や雨水）を収集し、処理場・ポンプ場又は放流先まで流下させる役割を果たすものである[9]。また、処理施設のうち、水処理施設は汚泥以外の下水を処理する施設であり、汚泥処理施設は下水から発生する汚泥等を処理するための施設である[10]。

管路施設及び処理施設の管理については部分的な民間委託を導入済みであるとこ

---

6 実施方針素案第 1、1(2)（1 頁）。
7 同上。
8 下水道法 2 条 6 号。
9 国土交通省・下水道施設の運営における PPP/PFI の活用に関する検討会（以下「国交省検討会」という。）第 1 回（平成 24 年 12 月 14 日）参考資料 1 参照。国交省検討会の情報はウェブサイト（http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000258.html）で公表されている。
10 下水道法令研究会編著『逐条解説　下水道法＜第二次改訂版＞』（ぎょうせい、2009 年）27 頁。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2015 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

ろも多いが、包括的な民間委託の先例は限定的であり、どの施設がコンセッション方式を含む PPP/PFI 手法になじむものであるかを今後検討・整理することが課題であるとされていた[11]。実施方針素案においては、本事業の対象となる施設に処理施設を含む一方で、管路施設は対象外とされているように見受けられる。管路施設には特有のリスク（点検困難、腐食、道路陥没等）があり、管路施設と処理施設では求められる技術力や作業内容が大きく異なること等が指摘されているが[12]、これらの点が考慮されたと思われる[13]。

2. 業務範囲

本事業における運営権者の業務範囲として、実施方針素案は以下のものを掲げる[14]。既述の水処理施設及び汚泥処理施設の運営等を中核とする義務事業のほか、付帯事業・任意事業から構成される。

〔対象事業〕[15]

義務事業	a. 運営権設定対象施設における下水道事業の運営等 (a) 運営権設定対象施設の維持管理（水処理施設及び汚泥処理施設の運転操作、施設保守・点検及び管理、ユーティリティ（薬品等）の調達及び管理、施設の修繕等） (b) 運営権設定対象施設の機械・電気設備の更新 (c) 維持管理マネジメント及び設備更新マネジメント（企画立案、危機管理等） (d) 下水道利用料金の収受（下記 4 参照）、未納者への督促、未納債権の回収 b. 運営権設定対象施設における災害等緊急時の対応 c. 運営権設定対象施設環境対策（環境対策業務、近隣住民対応業務） d. 下水道事業啓発業務 e. その他
附帯事業	特定事業（上記 a.-d.）と一体的に行う事業で、提案によりその実施の可否を判断する事業（例：消化ガス発電事業、固形燃料化事業）
任意事業	上記以外の事業で、下水道事業用地内において、独立採算で行う事業 （例：太陽光発電事業、風力発電事業）

[11] 国土交通省「新しい時代の下水道政策のあり方について（答申）」（2015 年 2 月 18 日）9 頁（国土交通省のウェブサイト（http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000264.html）参照）、国交省検討会「中間整理」（平成 25 年 4 月 9 日）27～28 頁参照。
[12] 下水道コンセッションガイドライン 2.2.2(2)（10 頁）参照。
[13] 浜松市上下水道事業経営問題検討委員会（以下「浜松市検討委員会」という。）の平成 26 年度第 2 回（平成 26 年 11 月 10 日開催）議事要旨 3 頁。浜松市検討委員会の議事及び資料は、浜松市のウェブサイト（http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/suidow-s/gesui/mondai/index.html）で公表されている。
[14] 実施方針素案第 1、1(6)（2～3 頁）。
[15] 実施方針素案第 1、1(6)（2～4 頁）に基づき作成。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2015 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

実施方針素案によれば、運営権設定対象施設において義務事業と附帯事業を実施することが想定されている[16]。附帯事業として例示列挙されている消化ガス発電事業や汚泥固形燃料化事業については PFI 事業として先行事例が存在するものの、いずれも施設整備を前提とするものであった[17]。コンセッション方式の場合、運営権設定対象施設の「建設」（新設）や「改修」（全面除却・再整備）は運営権の範囲に含まれないため[18]、これら附帯事業の実施方法をどのようにするか（従来型の PFI と組み合わせるのか）[19]等、今後議論が深められることになろう。

3. 事業期間

(1) 原則的な事業期間

本事業の事業期間は、20 年間とされている[20]。

PFI 法は運営権の存続期間の上限を定めていないため、管理者等は、事業の性質や内容に応じて事業期間を定めることができる[21]。下水道コンセッションガイドラインは、運営権者が安定的にその技術力やノウハウ、事業を効率化・最適化していくためには、一定以上の契約期間が必要と考えられるとし、事業の対象となる施設の耐用年数や改築更新事業の発生時期を総合的に勘案して、事業期間を設定することが重要であるとする[22]。国内の既存の下水道 PFI 事業における建設期間及び運営期間を含めた期間は 20 年程度が一般的であるとの指摘もされており[23]、これらを考慮して本事業の事業期間も定められたと考えられる。

(2) 事業期間の延長

事業期間については、実施契約に定める事由が生じた場合において、市と運営権者の合意により延長することがあり得るとされている[24]。但し、運営権の存続期間は、運営権設定日から 25 年を超えることができないとされている[25]。

事業期間の延長が行われるのは、不可抗力事由（下記Ⅲ.1 参照）等が生じた場合に、市が運営権者に生じた損害又は増加費用を利用料金収入によって回収する必要

[16] 実施方針素案第 1、1(6)図 1「事業範囲の定義」（4 頁）参照。
[17] 下水道コンセッションガイドライン 3.2.10 の表 3（32 頁）に列挙された事業。
[18] PFI 法 2 条 6 項、内閣府「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」（平成 23 年 6 月 6 日）（以下「コンセッションガイドライン」という。）11(1)2-1.（28～29 頁）、実施方針素案別紙 1（28 頁）参照。
[19] 平成 26 年度第 2 回浜松市検討委員会議事要旨 4 頁には、「附帯事業を導入する部分は、従来型の BTO 型 PFI になると考えられる」との記述も見られる。
[20] 実施方針素案第 1、1(7)ア（4 頁）。
[21] コンセッションガイドライン 15(2)2.(1)（40 頁）。
[22] 下水道コンセッションガイドライン 3.2.10（32 頁）、平成 26 年度第 1 回浜松市検討委員会議事要旨 2 頁参照。
[23] 下水道コンセッションガイドライン 3.2.10（32 頁）。
[24] 実施方針素案第 1、1(7)イ（4 頁）。
[25] 実施方針素案第 1、1(7)ウ（5 頁）。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2015 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

があると認めた場合である[26]。なお、このような合意延長の実施は、一定の事由が発生し、市と運営権者が合意する限り、1回に限られない[27]。

(3) 事業期間終了時の取扱い

事業期間が終了した場合、運営権者は、運営権設定対象施設を市又は市の指定する第三者に引き渡さなければならない[28]。

これに対し、運営権者が所有していた資産については、必ずしも当然に市等に引き取られるわけではない。すなわち、①市又は市の指定する第三者は、運営権者が所有していた資産のうち必要と認めたものを時価で買い取ることができるとされている一方で、②このような買取が行われない資産については、運営権者の責任において処分しなければならず、運営権者は原則として事業用地を更地にして市又は市の指定する第三者に引き渡さなければならない[29]。

市による買取が任意とされている点は、下水道事業のために保有される資産は他事業への転用が難しい場合が多いことも考えられるため、市による買取が全く保証されないことは運営権者に厳しいようにも思われる一方、市にとっては、今後の運営に不必要なものまで買い取ることを排除する必要があるなど、一律に買取を約することは難しい事情もあるものと思われる。今後パブリックコメント等の手続きを通じてこの点についての考え方や（仮に規定としては任意としても）実際の想定がさらに議論されることが望まれる。また、買取が行われる場合の「時価」がどのように定められるかについても今後注目する必要があろう。

4. 利用料金の設定及び収受

(1) 下水道利用料金の設定

コンセッション方式の PFI 事業においては、運営権者は、対象となるインフラの利用料金を自ら決定し、自己の収入として収受することが認められている[30]。しかし、下水道は市民生活に不可欠のインフラである以上、利用料金の設定に関しては一定の制限が課される。

まず、運営権者が収受することとなる下水道利用料金についても、下水道法 20 条 2 項に定める総括原価方式の適用があり、能率的な管理の下における適正な原価をこえないものとする[31]等の制約がある。したがって、コンセッションの実施にあたっては、この原則の下、いかなる利用料金の設定が許されるか、さらに検討が必要で

[26] 実施方針素案第 1、1(7)イ（4 頁）。
[27] 同上。
[28] 実施方針素案第 1、1(8)エ(7)（5 頁）。
[29] 同上。
[30] PFI 法 23 条。
[31] 下水道法 20 条 2 項 2 号。なお、これまでは下水道事業により利潤が生じることは想定されていなかったため、現在のところ、許容される利益の水準について明確な基準を定める法令、通達等は存在しない。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2015 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

ある[32]。

また、法令上の制約のほか、実施方針に関する条例及び実施方針においても利用料金の上限、幅などが規定されることも想定される[33]。実施方針素案は、下水道利用料金について、義務事業及び附帯事業につき運営権者自らが当該事業の実施に必要な経費及び以下に示す構成に基づき、その料金体系及び従量利用料を設定するものとする[34]。加えて、「一般家庭が対象と見込まれる料金区分及びその従量利用料の設定にあたっては、市が設定する他の処理区における当該区分従量使用料と著しく不均衡が生じないように配慮するよう努めるものと」されている[35]。

このような制約を逸脱した利用料金が定められた場合、市は、その監督権限に基づき、料金の変更を求めることができると考えられる[36]。

〔下水道利用料金の構成〕[37]

項目		内容
維持管理	a. 人件費、経費	維持管理 に係るもの 終了時引継ぎ・災害時に係るもの 植栽・清掃に係るもの サービス（見学者対応等）に係るもの 警備に係るもの等
	b. 薬品費	薬品調達に係るもの
	c. 電気、ガス、水道料金	光熱費燃料等調達に係るもの
	d. 保守管理費、修繕費	保守点検、修繕に係るもの
	e. その他費用等	その他業務に係るもの
その他	f. 公租公課	運営権者に係る税金等
	g. 利益	経営に必要な利益
設備更新	h. 設備更新	設備更新に係る運営権者が負担する費用
	i. 支払利息	運営権者に係る支払利息

[32] 下水道コンセッションガイドライン 3.2.9(1)（25 頁）において、「下水道利用料金の算定時に想定した能率的な管理の下における適正な原価よりも実際にはさらに能率的な管理を実施した場合、または中長期的な経営の安定を確保するための費用を原価に計上した場合、決算上の利益が生じることは、下水道法第 20 条第 2 項第 2 号における適正な原価の範囲内であり許容されると考えられるが、この取り扱いについては利益の規模や存続期間等に応じて、管理者と運営権者との間で適切に検討されることが望まれる」との記述がある。

[33] PFI 法 17 条及び 18 条、下水道コンセッションガイドライン 3.2.9(1)（25 頁）、コンセッションガイドライン 5(1)2.(1)（18 頁）参照。

[34] 実施方針素案第 1、1(8)ア（5～6 頁）。

[35] 同上。

[36] PFI 法 28 条、倉野泰行＝宮沢正知「改正 PFI 法の概要(5)―公共施設等運営権制度(3)（運営権の法的効果等）―」（金法 1930 号）80 頁。

[37] 実施方針素案第 1、1(8)イ（5 頁）。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2015 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

(2) 下水道利用料金の改定

下水道のインフラとしての性格に照らし、運営権者による利用料金の設定に上記のような制限が課されることが正当化されるとしても、過度な制約は経営の自由度や運営権者によるリスク管理能力に悪影響を与えかねない。そこで、実施方針素案は、4、5 年を目途に計画的に改定の必要性を検討し、必要に応じ利用料金の改定を認めるものとする[38]。また、上記にかかわらず、実施方針素案は、著しい物価変動が生じた場合や市が設定・収受する下水道使用料の改定時、あるいは不可抗力事由が発生した場合等において、下水道利用料金の改定が行われ得ることを認めている[39]。

(3) 下水道利用料金の回収

下水道使用料金は、実施契約とは別に市と運営権者が締結する契約に基づき、市が運営権者に代わって、水道料金及び下水道使用料の徴収と併せて利用者より徴収し、運営権者に送金するものとされている[40]。また、未納者への支払の督促等についても、市が運営権者に代わって実施するとされている[41]。

利用者が利用料金を滞納した場合、運営権者が有する債権の回収は民事手続によるほかなく、市による水道料金及び下水道使用料の徴収について強制徴収（滞納処分権限）が認められている[42]のに比べて、運営権者による下水道利用料金の回収に関わるリスクは相対的に高くなると指摘されている[43]。実施方針素案では「債権回収の時期等については、市と協議し行う」とされているが[44]、具体的な債権回収の事務フローについては、これからの議論の進展に期待したい。

5. 事業の費用負担

義務事業及び附帯事業について、①維持管理の実施に要する費用及び②設備更新のうち国の市に対する補助金[45]の対象にならないものの費用については、運営権者が全て負担し、下水道利用料金による事業収入を通じて回収することが想定されている[46]。

これに対し、設備更新のうち、国の補助金の対象となるものの費用については、以下のとおり、支出額の 10 分の 1 に相当する金額について、設備更新実施年度の翌期以降の事業期間に係る減価償却費相当額を運営権者が負担するものとされており、こ

[38] 実施方針素案第 1、1(8)ア（4 頁）。
[39] 実施方針素案第 1、1(8)オ（6 頁）、第 3、2①（16 頁）。
[40] 実施方針素案第 1、1(8)ウ（6 頁）。
[41] 実施方針素案第 1、1(8)エ（6 頁）。なお、下水道利用料金の収受・督促等に関する費用は運営権者が負担するものとされている（実施方針素案第 1、1(9)ア(ｳ)（7～8 頁））。
[42] 地方自治法 231 条の 3 第 3 項。
[43] 実施方針素案第 1、1(8)エ（6 頁）、下水道コンセッションガイドライン 3.2.9(3)（31 頁）。
[44] 実施方針素案第 1、1(8)エ（6 頁）。
[45] 下水道法 34 条、下水道法施行令 24 条の 2。
[46] 実施方針素案第 1、1(9)ア(ｱ)、(ｲ)b 及び同イ（7 頁）。なお、任意事業は独立採算で行うこととされており、任意事業の実施に要するコストは下水道利用料金の対象とすることはできないものとされている（実施方針素案第 1、1(9)ウ（8 頁））。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2015 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

れ以外の費用（国からの補助金相当額を含む。）については市が負担するものとされている[47]。下水道コンセッションガイドラインにおいて、運営権者が事業期間終了後の減価償却費相当額まで負担すると下水道利用料金の高騰等を招きかねないとの指摘があったこと[48]等をふまえ、未償却残高については市に負担させることとしたものと考えられる。

〔設備更新額の内訳と費用負担者の関係〕[49]

設備更新額の内訳		費用負担者	市の負担金支払時期
10 分の 1	設備更新実施以降の残りの事業期間に係る減価償却費相当①	運営権者	該当なし
	未償却残高②	市	事業期間終了時
10 分の 9	国補助金等相当	市	設備更新時

6. 職員派遣

実施方針素案は、事業期間における市から運営権者への職員派遣を行わないとする[50]。

そもそも市が静岡県から事業の移管を受けるにあたって、県側の職員が市に移籍することは想定されていないようであり[51]、これが本件実施の理由の一つである。したがって、本事業開始にあたり、業務と技術ノウハウの円滑な承継について慎重な検討と準備を要するものと考えられる。

7. 運営権対価

運営権者は、義務事業と附帯事業に係る運営権の設定に対する対価（運営権対価）を支払うものとされているが、実施方針素案は、運営権対価の具体的な考え方（支払方法を含む。）について具体的な記述を欠く[52]。運営権対価がそもそも発生しない可能性も指摘されているところであり[53]、附帯事業の実施方法等との関係も含め（上記２

[47] 実施方針素案第 1、1(9)ア(ｲ)a（7 頁）。なお、事業期間中の設備更新に要する総額は、原則として運営権者が公募時に提案した額を上限とし、市は、提案された額を基に、事業期間にわたる債務負担行為を設定した上で実施契約を締結する予定としている。
[48] 下水道コンセッションガイドライン 3.11（98 頁）。
[49] 実施方針素案別紙 2（29 頁）。
[50] 実施方針素案第 1、1(12)（9 頁）。
[51] 平成 26 年度第 1 回浜松市検討委員会（平成 26 年 6 月 27 日開催）資料 2（2 頁）参照。なお、議事要旨によれば、当該検討委員会開催時点において、西遠流域下水道に関わる県職員（下水道公社を介して運営）は 9 名であり、現場設備の運転・運営については民間委託がされており約 50 名で運営されているとのことである。
[52] 実施方針素案第 1、1(13)（9 頁）。
[53] 平成 26 年度第 1 回浜松市検討委員会議事要旨 3 頁。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2015 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

参照）、今後の情報開示が待たれるところである。

Ⅲ. リスク分担

1. 不可抗力

不可抗力[54]が生じた場合であって、施設の復旧について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく国庫負担の対象となる場合は、運営権者は本事業の復旧のためのスケジュール（復旧スケジュール）を策定して市の承認を得るものとされ、市と運営権者は復旧スケジュールを踏まえて運営権設定対象施設の復旧のための措置（事業継続措置）を講ずるものとされている[55]。市が行う事業継続措置は、復旧スケジュールに基づく事業の継続のために必要な財源の確保（合意による契約期間の延長及び運営権者に対する市からの対価の支払い、下水道利用料金の改定等から、市が必要と考える内容を選択し、組み合わせたもの）を主な内容とすること[56]が想定されており、市が不可抗力リスクを負担する場合があることが明らかにされている。なお、不可抗力が生じた場合であって、国庫負担の対象とならない場合の事業継続措置に関する詳細は、募集要項等の公表時に示すものとされている[57]。

不可抗力によって運営権設定対象施設が滅失したときは、実施契約は当然に終了する[58]。また、「不可抗力を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを策定、承認することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、市は実施契約を解除する」とされた[59]。この場合、不可抗力により市及び運営権者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わないとされている[60]。

事業継続措置や解除の決定権が一義的には市に委ねられていることの是非については、パブリックコメント等の手続きを通して議論されることが望ましい。

---

54 「市及び運営権者のいずれの責めにも帰すべからざる豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波、戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロ等本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等実施契約に定める一定の要件を満たした事象」と定義されている（実施方針素案第 3、2①（16 頁））。

55 実施方針素案第 3、2①（16 頁）。

56 同上。

57 同上。

58 実施方針素案第 6、1(3)ア（23 頁）、PFI 法 29 条 4 項参照。

59 実施方針素案第 6、1(3)ア（23 頁）。

60 実施方針素案第 6、1(3)イ（23 頁）。この条件は、一般的にはスポンサーや融資金融機関に酷な場合もあるが、そもそも運営権対価が発生しないか又は少額で、運営権者がデットファイナンスによる資金調達を行う必要がない場合は、この点の懸念はあまり問題とならないようにも思われる。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2015 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

2. 瑕疵担保責任

コンセッション方式では、公共側が所有権を有する既存のインフラについて運営権が設定されるため、このような施設に瑕疵があった場合のリスク分担が問題となる。

実施方針素案は、対象施設・資産に隠れたる設計上、施工上の瑕疵があった場合においても、原則として、市が責任を負担しないことを明確にする[61]。この点、リスク分担については、コンセッションガイドライン等において、「リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方が謳われており[62]、下水道コンセッションガイドラインにおいては、事業開始後の一定期間において公共側がリスクを負担することも提案されている[63]。このような上記ガイドライン等における考え方もふまえ、今後議論の深化が望まれる。

なお、コンセッションガイドラインは、施設の瑕疵リスクについて「瑕疵が通常の注意では発見できないものであることを踏まえ、既存資料の十分な確認や施設等を実地に確認すること等により、その最小化を図る」として、いわゆるデューデリジェンスの重要性を強調する[64]。同様の観点から、下水道コンセッションガイドラインも、適切なタイミングによる情報開示の方法について公共側が採るべき措置の指針を示している[65]。実施方針素案では、情報開示やデューデリジェンスに関する具体的な記述は無いが、今後はこの点についての議論の進展にも期待したい。

3. 特定条例/法令等変更

(1) 特定条例等変更

事業期間中に、「本事業の運営権者のみ又は市における運営事業の公共施設等運営権者に適用され、運営権者に不当な影響を及ぼす市の条例、政策等の変更等実施契約に定める一定の事由」（特定条例等変更）が生じた場合、市は運営権者に生じた損失を補償する（損失の補償として事業期間を延長する場合がある）ものとされた[66]。上記によれば、コンセッション方式による PFI 事業が行われていない市内の他の下水道事業に適用される条例等の変更については、「特定条例等変更」に該当せず運営権者がリスクを負担する（最終的には利用料金の調整等により利用者にリスクを移転することも考えられる）ことになろうが、「特定条例等変更」の範囲については慎重に検討することが望まれる。

---

[61] 実施方針素案第 3、2②（16 頁）。例外として、事業開始前に行った工事について、市から当該工事に係る受注者に対して請負契約に基づく瑕疵担保請求が可能である場合は、受注者に対し瑕疵担保請求を行うものとされている。
[62] コンセッションガイドライン 4(1)2.(5)（17 頁）、内閣府「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」（2013 年 6 月 6 日改訂）－2（2 頁）。
[63] 下水道コンセッションガイドライン 3.6.4(1)（73 頁）。
[64] コンセッションガイドライン 4(1)2.(3)（17 頁）。
[65] 下水道コンセッションガイドライン 3.3、3.6.1（42～46 頁、56～57 頁）参照。
[66] 実施方針素案第 3、2③（16 頁）。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2015 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

なお、特定条例等変更により運営権者が本事業を継続することができなくなったときは、市及び運営権者のいずれにも解除権が認められており、市は運営権者に生じた損失を補償するものとされている[67]。

(2) 特定法令等変更

上記に対し、事業期間中に、「下水道事業における公共施設等運営権の主体にのみ適用され、運営権者に不当な影響を及ぼす国の法令、政策等の変更等実施契約に定める一定の事由」（特定法令等変更）が生じた場合、市及び運営権者に生じた損害は各自が負担するとされており、運営権者がリスクを負担することになる[68]。「特定条例等変更」・「特定法令等変更」以外の法令等の変更（特定条例等変更に該当しない条例等の変更を含む。）についても、同様に運営権者がリスクを負担することになると考えられる。これらの法令等の変更により新たに設備投資が必要となった場合にまで運営権者に増加費用全額の負担を求めるのが適切か等[69]、さらなる議論が望まれる。

なお、特定法令等変更により運営権者が本事業を継続することができなくなったときは、市及び運営権者のいずれにも解除権が認められているが、市は運営権者に生じた損失を補償する義務を負わないとされている[70]。

[67] 実施方針素案第 6、1(5)（23 頁）。
[68] 実施方針素案第 3、2③（16 頁）。
[69] 「契約に関するガイドライン—PFI 事業契約における留意事項について—」（2013 年 6 月 6 日改訂）5-3、5.（104 頁）は、従来型の PFI 事業に関するガイドラインであるが、広く一般に適用される法令等の変更であっても、PFI 事業が一般の事業と異なり、事業の選択及び撤退によってリスクを回避することができないため、増加費用の取扱について配慮が必要である旨に言及する。また、やはり従来型の PFI 事業の文脈ではあるが、内閣府が公表する「PFI 標準契約 1（公用施設整備型・サービス購入型版）」（2010 年 3 月 30 日）45 条 1 項 5 号（25 頁）は、「法令変更等による増加費用で資本的支出に係るもの」については、特定の法令か否かを問わず、管理者等が増加費用を負担するものと定めている。
[70] 実施方針素案第 6、1(4)（23 頁）。この場合、（現実的に支払の可能性が認められるか否かはともかくとして、）運営権者が国に損害賠償請求を行うことを妨げないとされている。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2015 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

Ⅳ. スケジュール

実施方針素案では、以下のとおり、今後の予定スケジュール案を示している。

〔予定スケジュール（要点のみ）〕[71]

時期	項目
2015 年（平成 27 年）12 月	実施方針の公表
2016 年（平成 28 年）2 月～3 月	募集要項等の公表
2017 年（平成 29 年）2 月	優先交渉権者の選定
4 月	基本協定の締結
10 月	運営権設定、実施契約の締結
2018 年（平成 30 年）4 月	事業開始

Ⅴ. 結び

政府は、コンセッション方式を用いた PFI 事業の推進について、2016 年度末までを集中強化期間と位置づけており、下水道も重点分野に掲げられている[72]。下水道事業については大阪市も、公共部門から支払われるサービス購入費とサービス利用者からの利用料金により運営される混合型公共施設等運営権制度の導入を検討しており、近時「大阪市下水道事業経営形態見直し基本方針（案）」（2015 年 2 月）のパブリックコメントが実施されるなど[73]、具体的な事業の実現に向けた動向に目が離せない状況である。

森・濱田松本法律事務所のインフラ・プラクティス・グループでは、PPP/PFI やインフラ・ビジネスについて、最新の情報に基づく法的な助言を提供できるよう、今後とも当分野の各種動向について鋭意フォローしていく所存である。

[71] 実施方針素案第 2、2（10 頁）に基づき作成。
[72] 「日本再興戦略　改訂 2014」（2014 年 6 月 24 日閣議決定）65～66 頁、72～74 頁、内閣府「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」（2014 年 6 月 16 日）。
[73] 大阪市のウェブサイト（http://www.city.osaka.lg.jp/templates/jorei_boshu/kensetsu/0000303147.html）参照。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2015 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

セミナー情報

- セミナー　『インフラビジネスの最前線－コンセッションの進展、上場インフラファンド市場の創設を踏まえて－』
  - 開催日時　2015 年 7 月 7 日(火) 13:30～16:30
  - 講師　岡谷　茂樹
  - 主催　金融ファクシミリ新聞社

- セミナー　『上場インフラファンド組成の実務』
  - 開催日時　2015 年 7 月 22 日(水) 9:00～12:00
  - 講師　尾本　太郎、佐伯　優仁
  - 主催　金融ファクシミリ新聞社

- セミナー　『海外鉱物資源案件向けプロジェクトファイナンス契約の最新法務』
  - 開催日時　2015 年 8 月 4 日(火) 13:00～16:00
  - 講師　齊藤　憲司
  - 主催　株式会社　金融財務研究会

文献情報

- 論文　「投資法人形態を利用した上場インフラファンドの組成、上場に関する実務的な諸問題」
  - 掲載誌　ARES 不動産証券化ジャーナル　Vol.23 January-February 2015
  - 著者　尾本　太郎

- 論文　「プロジェクトファイナンスの契約実務における留意点－国内火力発電事業を念頭に①電力受給契約」
  - 掲載誌　NBL 1042 号　2015 年 1 月 15 日
  - 著者　小林　卓泰、齊藤　憲司 (共著)

- 論文　「プロジェクトファイナンスの契約実務における留意点－国内火力発電所を念頭に②工事請負契約」
  - 掲載誌　NBL 1047 号　2015 年 4 月 1 日
  - 著者　小林　卓泰、齊藤　憲司 (共著)

- 論文　「プロジェクトファイナンスの契約実務における留意点－国内火力発電所を念頭に③運営管理契約、長期保守契約」
  - 掲載誌　NBL 1048 号　2015 年 4 月 15 日

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2015 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

著者　小林 卓泰、齊藤 憲司 (共著)

- 論文　「プロジェクトファイナンスの契約実務における留意点－国内火力発電所を念頭に④燃料供給契約」
  掲載誌　NBL 1049 号 2015 年 5 月 1 日
  著者　小林 卓泰、齊藤 憲司 (共著)

- 論文　「東証上場インフラファンド市場の開設」
  掲載誌　ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.25 May-June 2015
  著者　尾本 太郎、佐伯 優仁 (共著)

- 論文　「プロジェクトファイナンスにおけるステップ・インの再検討－英米における Direct Agreement の実務を踏まえて－」
  掲載誌　NBL 1052 号 2015 年 6 月 15 日
  著者　村上 祐亮

NEWS

- IFLR1000 の Energy and Infrastructure guide 2015 にて高い評価を受けました

  IFLR1000 の Energy and Infrastructure guide 2015 にて、当事務所は高い評価（Tier 1）を得ました。また、小林 卓泰 弁護士、武川 丈士 弁護士が日本を代表する弁護士に選ばれました。

- ALB Japan Law Awards 2015 にて受賞しました

  トムソン・ロイターグループの、国際的法律雑誌である ALB(Asian Legal Business) による ALB Japan Law Awards 2015 において、当事務所は Japanese Deal Firm of the Year と Japan Law Firm of the Year を含む、8 カテゴリーで受賞しました。

- Financial Times 紙による、Asia-Pacific Innovative Lawyers Report の FT Law 25 Asia-Pacific Headquartered Law Firms にて 3 位に選ばれ、Corporate & Commercial 分野および Finance 分野にて高い評価を得ました

  Financial Times 紙は、2015 年 6 月 11 日に、2 年目となる Asia-Pacific Innovative Lawyers Report を発表し、当事務所は、Asia-Pacific Innovative Lawyers Report の FT Law 25 list of Asia-Pacific Headquartered Law Firms で 3 位に選ばれました。これは、オーストラリアの 2 つの事務所に次ぐ順位であり、日本を含む他のすべてのアジアの法律事務所を大きく上回る順位でした。また、当事務所は Corporate & Commercial および Finance の両分野での業務について、5 つの案件（standout ランク 1 件および highly commended ランク 2 件を含みます。）で高評価を得まし

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2015 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

た。

以下、Asia-Pacific Innovative Lawyers Report より抜粋。
“Mori Hamada & Matsumoto scores a standout entry for its work on the Cyberdyne listing on the Tokyo Stock Exchange in the corporate and commercial rankings for Asia-Pacific headquartered firms…Cyberdyne called on Japanese law firm Mori Hamada & Matsumoto, which helped it implement Japan’s first dual-class share structure for a listed company…On US exchanges that would be unremarkable. Google, Facebook and others have similarly tiered share classes that allocate more power to founders. But it was novel in Japan.”

Financial Times Asia-Pacific Innovative Lawyers Report は、2015 年で 2 年目を迎えるランキングです。ヨーロッパおよび北米では法分野における長年の有力なランキングであり、アジア太平洋でも信頼されるランキングとして確立しつつあります。

➢ バンコクオフィス業務開始のお知らせ

当事務所は、2012 年にシンガポールオフィス、2014 年にはヤンゴンオフィスを開設し、アジアの新興国特有の諸問題にかかわるノウハウと豊富なクロスボーダー案件の経験を活かして、クライアントの皆様にリーガル・サポートを提供してまいりました。また、タイにおいては、提携関係を有している Chandler & Thong-ek 法律事務所に、二見 英知弁護士が常駐する MHM バンコクデスクを設け、同国における皆様のご活動のサポートを実施してまいりました。

近時、アジア新興国の中でも特に成長著しいタイにおいては、複雑な案件が急増するとともに、現地におけるサポートの必要性が一段と高まってきております。当事務所は、時代の変化や多様化するリーガルニーズに応えつつ最良のクライアント・サービスを提供することを常に使命としており、タイ現地におけるサービスの提供体制をより一層強化すべく、今般、MHM バンコクデスクを改変し、新たにオフィスを設けることを決定し、2015 年 4 月 1 日より開業いたしました。

バンコクオフィスでは、35 年を超える国際取引の実務経験を有するパートナーの米 正剛弁護士が代表を務めるほか、引き続き二見 英知弁護士が常駐して業務を提供いたします。さらに、クロスボーダー案件につき豊富な経験を有する秋本 誠司弁護士が新たに常駐いたします。バンコクオフィスは、東京・大阪・福岡の各オフィスにおけるタイ案件の豊富な経験を有する弁護士と、また同地域に所在するシンガポールオフィス、ヤンゴンオフィスの弁護士とも緊密に協働しながら、

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2015 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

クライアントの皆様をサポートしてまいります。

当事務所は、今後とも、東京、大阪、福岡、北京、上海、シンガポール、ヤンゴン、そして新たに加わるバンコクの各オフィス・全弁護士が一丸となって、より一層クライアントの皆様のお役に立てるよう尽力してまいりますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

➢ 名古屋オフィス開設のお知らせ

当事務所は、この度、東海地区のクライアントの皆様の拠点設置へのご要望にお応えするため、名古屋オフィスを開設することを決定いたしました。

名古屋オフィスには、M&A、会社法関連業務、アジア業務、税務等において豊富な経験を有する小島 義博弁護士およびアソシエイト弁護士複数名が所属し、案件に応じて東京オフィス等の弁護士とも共同して、M&A、会社法関連業務、独禁法、危機対応、アジア業務、知財、ファイナンス、税務等の幅広い分野のリーガル・ニーズにお応えしてまいります。さらに、クロスボーダーの M&A やアジア業務等につきましては、国内拠点のみならず、北京、上海、シンガポール、バンコク、ヤンゴンを含めた海外の各拠点と連携をとりながら、東海地区のクライアントの皆様に充実した最先端のリーガル・サービスを提供してまいります。

名古屋オフィスの開設については、2015 年 9 月のスタートを目指しております。開設日・オフィスの所在地等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

※　名古屋オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として開設する予定です。

（当事務所に関するお問い合せ）
森・濱田松本法律事務所　広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2015 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.